

産前産後休業を取得する方へ

平成26年4月から産前産後休業期間中の掛金が免除されます

組合員の出産や育児に伴う負担軽減のために、産前産後休業を取得した期間について掛金が免除されることになりました。

※産前産後期間とは、出産日(出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日)の前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の後56日までの期間です。

手続き

産前産後休業期間中の掛金免除を受けるには、組合員が各所属所の共済事務担当課から申出の手続きをしてください。

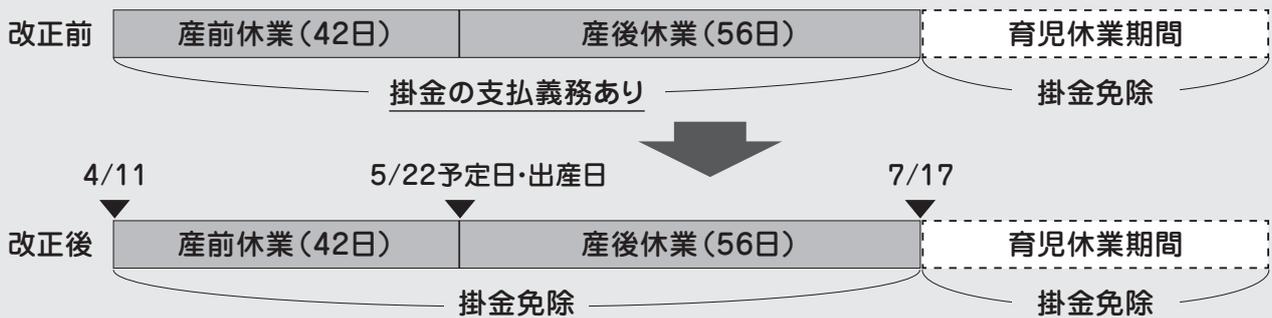
掛金免除期間

産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間

(例) 産前産後休業期間が4/2~6/30の場合→4月~6月の3か月の掛金が免除

産前産後休業期間が4/2~6/29の場合→4月~5月の2か月の掛金が免除

改正のイメージ



※この例の方は、産前・産後休業期間は4月11日から7月17日までとなるため申出を行うことにより4月~6月の3か月の掛金が免除されます。

●平成26年4月1日前から産前産後休業をしている組合員について

産前産後休業期間中の掛金免除が適用されるのは、平成26年4月1日以降の産前産後休業となります。そのため、平成26年4月1日前から産前産後休業を開始している組合員の方については、平成26年4月1日から産前産後休業を開始したもののみなされます。平成26年4月分の掛金が免除される方は、平成26年4月30日が産前産後休業期間に含まれる方となります。

【施行日(平成26年4月1日)前に産前産後休業取得者の取扱い事例】

